

＜新型コロナウイルス感染症対応マニュアル＞（一部改訂）

新潟リハビリテーション大学

新型コロナウイルス感染対策本部

【1】感染を疑わせる症状が出た場合

ご自身が発熱、あるいは感染を疑わせる症状が生じた際には、このマニュアルを目安として行動してください。また、毎朝登校・出勤前には必ず検温し、健康状態のモニタリングを行ってください。

1. 発症初日

発熱(37.5℃以上)・せき(のどの痛み)・全身倦怠感いずれかの症状がある場合

《対応法》 登校・出勤はせず、学生の場合は大学学務課（ゼミ担当教員）、教職員の場合は所属部署に電話で報告してください。なお、電話での連絡が難しい場合は、メールでの連絡も可とします。その場合、以下の事項について連絡（以下「報告すべき内容」という）してください。

◆ 報告すべき内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 発症までの症状経過に関する報告：いつ頃からどんな症状があったか、熱がいつからどの程度まで上昇したかを含む経過等② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状について等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）③ 発症 2 日前までの行動に関する情報：出席した講義や出勤状況、その他の行動履歴等④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する有無：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等 |
|--|

(ア) 発熱を含め、局所あるいは全身症状が強くない時は自宅で安静に待機してください。（不要・不急の外出は控える）

(イ) 発熱を含め、局所あるいは全身症状が強い時は、症状次第で近隣医療機関に電話連絡（※1）のうえ受診するか、もしくは新潟県新型コロナ受診・相談センターに電話で相談（※1）して指示を受けてください。（インフルエンザ等の感染症を含めた他疾患の可能性もあるため）

(ウ) 発熱を含め、強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時は、専門の「新潟県新型コロナ受診・相談センター」（※1）に電話で相談してください。

以降、毎日 2 回（朝・夕）に検温を行い、体温や症状等を記録してください。

※1：「近隣医療機関」や「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に電話連絡する際にも上記の「報告すべき内容」を伝えてください。

＜報告書類＞ 様式 1 有症状者用報告書

2. 発症翌日および翌々日

- 1) 発熱・せき（のどの痛み）・全身倦怠感等の症状等を含め、各種薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合

《対応法》

体調が改善した翌々日から、登校・出勤は可能です。ただし、マスクを着用し手洗い、咳エチケットを励行してください。またインフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは登校・出勤可能と判断されてから、登校・出勤を可能とします。

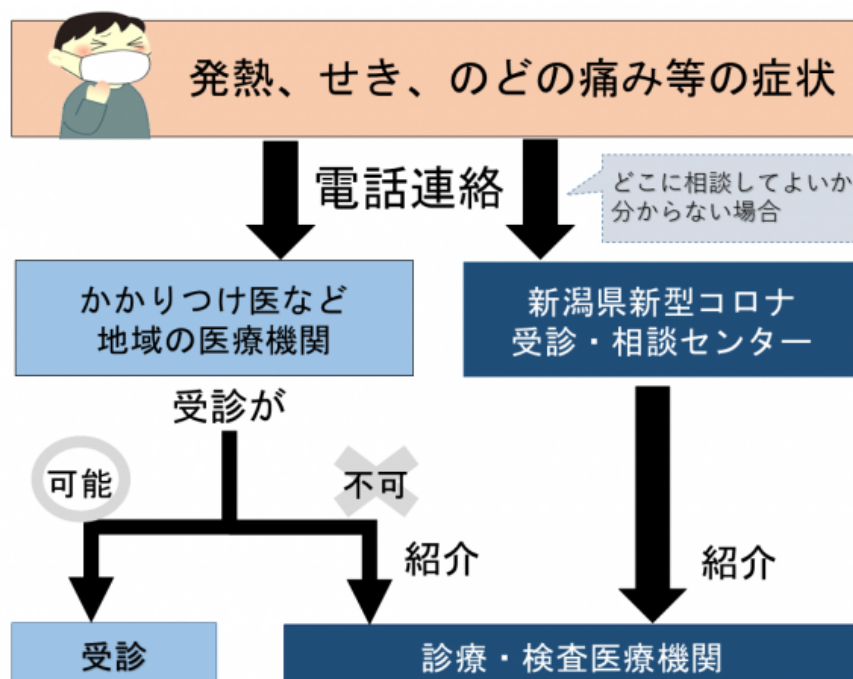
2) 依然症状が続いている場合

《対応法》

- (1) 発症初日と同様に、上記の対応法に沿って対応してください。（※2）
- (2) 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時、あるいは高齢者や糖尿病・心不全・呼吸器の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを使用している方、妊婦の方等は、上記症状が2日以上続いている場合は専門の「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に電話で相談してください。
- (3) 基礎疾患がある方は、主治医への相談も検討してください。

※2：引き続き、学生の場合は大学学務課（ゼミ担当教員）、教職員の場合は所属部署に報告するとともに、必要な場合には「新潟県新型コロナ受診・相談センター」へ連絡してください。

「新潟県新型コロナ受診・相談センター」への連絡の流れは下記の通り



新潟県新型コロナ受診・相談センター

【新潟県新型コロナ受診・相談センター窓口】

毎日 24 時間対応 (土日・祝日含む)	電話番号 025-256-8275
-----------------------------	---------------------------------

最寄りの相談窓口

【平日（8 時 30 分から 17 時 15 分）、土・日・祝（9 時から 17 時）】

担当課	管轄地域 (居住地)	電話	夜間緊急連絡先
村上保健所	村上市、関川村、粟 島浦村	0254-53-8368	0254-52-7923
新発田保健所	新発田市、阿賀野 市、胎内市、聖籠町	0254-26-9651	0254-26-9651
長岡保健所	長岡市、見附市、 小千谷市、出雲崎町	0258-33-4932	0258-38-2501
新潟市保健所 保健管理課	新潟市	025-212-8194	025-212-8194

その他の地域については、新潟県ホームページを参照してください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/corona-center1109.html>

(実習等で他県にいる場合は、その県のホームページで確認してください。)

【2】本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

ご自身が新型コロナウイルス感染症と診断された際には、完治するまで登校・出勤を禁止とします。また診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も同様に登校・出勤はしないでください。医療機関等の指示に従い治療に専念してください。引き続き、学生は大学学務課（ゼミ担当教員）、教職員の場合は所属部署に状況報告を行ってください。また、その際に「報告すべき内容」に加え、発症 2 週間以内の行動および学内での動線（消毒すべき場所等を含む）も併せて報告してください。治癒するまで登校・出勤停止として、主治医の許可が出てから登校・出勤を可能とします。

＜報告書類＞ 様式 2 罹患者用報告書

【3】本人が濃厚接触者となった場合

ご自身が感染者の濃厚接触者（※3）として特定された際には、感染者と最後に接触した日から起算して2週間は登校・出勤停止とします。状況把握のため、学生は大学学務課（ゼミ担当教員）、教職員の場合は所属部署に電話で報告してください。また不要・不急の外出は避けてください。

＜報告書類＞ 様式 3 濃厚接触者用報告書

この経過で感染の症状がある場合には「感染を疑わせる症状が出た場合」に沿って対応してください。

※3:「濃厚接触者」とは、新型コロナウイルス感染症と診断された患者と以下のような状況で感染可能期間に接触した者とされています。なお、感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間とされます。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断します）。

【4】その他【1】～【3】以外で感染の恐れが生じた場合 (たとえば、同居する者が感染の疑いでPCR検査を受ける場合等)

- ・周囲の感染状況等を総合的に考慮し、個別に判断します。

以上

新型コロナウイルス感染対策にむけた 報 告 書 （有症状者用）

新潟リハビリテーション大学

報告日	年 月 日 (第 日目)
学生	専攻 学年
教職員	教員 職員
氏名	(学籍番号)

報告事項（わかる範囲でご記入ください。）

① 症状の経過（いつ頃からどんな症状があった？体温の経過は？他に参考となる経過）
② 同居家族の状態（同居者がいる場合同居者の症状や体調等・新型コロナウイルス感染の有無）
③ 発症2日前までの行動（出勤状態や会合などへの出席等）
④ 新型コロナウイルス感染者との接触状況（感染者との接触や流行地等への出向等）

（追記報告事項あれば、適宜、様式自由で記載追加可能。）

新型コロナウイルス感染対策 報告書（罹患者用）

新潟リハビリテーション大学

報告日	年 月 日 (第 日目)
学生	専攻 学年
教職員	教員 職員
氏名	(学籍番号)

報告事項（わかる範囲でご記入ください。）

診断された医療機関	病院／	保健所
診断年月日	年 月 日	

① 診断までの症状の経過（いつ頃からどんな症状があった？体温の経過は？他に参考となる経過）
② 同居家族の状態（同居者がいる場合に、同居者の症状や体調等・新型コロナウイルス感染の有無）
③ 発症2週間までの行動（出勤状態や会合への出席や国内外の出向歴等）
④ 新型コロナウイルス感染者との接触状況（感染者との接触や流行地等への出向等）
⑤ 発症してからの職場内での動線（出勤通路・勤務休憩やトイレ等：消毒を検討する箇所等）

（追記や報告事項あれば、適宜、様式自由で記載追加可能。）

新型コロナウイルス感染対策にむけた
報 告 書 （濃厚接触者用）

新潟リハビリテーション大学

報告日	年	月	日
学生	専攻	学年	
教職員	教員	職員	
氏名	(学籍番号)		

報告事項（わかる範囲でご記入ください。）

① 感染者との接触時の状況（いつ頃、どのような環境下で接触したか？）

② 接触後の状態（感染者との接触後の自覚症状や体温の推移など）

（追記報告事項あれば、適宜、様式自由で記載追加可能。）